

【51解説文】酒造税法改正一件照会並び通牒按

(明治三十二年：一八九九) (C)

(表紙)

「明治三十二年

管内 管外
官衙 雑事 官衙

(朱印)

永年保存

庶務部 知事官房」

間発第二〇号

酒造税法其他之二関聯セル諸法律之

〈酒造税法其(そ)の他これに関聯(かんれん)せる諸法律の〉

改正ト共ニ、自家用酒税法廃止之結果、従来ノ

〈改正と共に、自家用酒税法廃止の結果、従来ノ〉

慣習アル地方ニ於テハ、尚ホ密力ニ酒類ヲ製造シ、

〈慣習ある地方に於いては、尚(な)お密(ひそ)かに酒類を製造し、〉

為ニ法律之制裁ヲ受クルニ至ルモノナキヲ保セス、依テ

〈為(ため)に法律の制裁を受くるに至るものなきを保せず、依(よつ)て〉

此際該取締ヲ充分ナラシムルハ、当局之掌タルコト

〈此(こ)の際該取り締まりを充分ならしむるは、当局の掌たること〉

勿論ニ候得共、之レカ予防方ヲ徹底セシムルカ為

〈勿論(もちろん)に候えども、これが予防方を徹底せしむるが為(た)〉

メ、自然税務署長ヨリ御部下郡長・警察署

〈め、自然税務署長より御部下郡長・警察署〉

長等へ可レ及ニ協議ニ義モ可レ有レ之ニ付、便宜該趣旨

〈長等へ協議に及ぶべき義もこれ有るべくに付、便宜該趣旨〉

ヲ御部下へ御訓令相成候様致度、其筋ヨリ

〈を御部下へ御訓令相成り候様致し度、其の筋より〉

申越之次第モ有レ之候ニ付、此段及ニ照会ニ候也

〈申し越しの次第もこれ有り候に付、此の段照会に及び候也〉

明治三十二年二月十八日

東京税務管理局長 吉井友見印

群馬県知事 古荘嘉門 殿

追テ夫々御訓令相成候ハ、其旨御通報

〈追つて夫々(それぞれ)御訓令相成り候はば、其の旨御通報〉

ヲ煩度、為レ念申添候

〈を煩(わづら)わし度、念の為(ため)申し添え候〉